

2020年9月30日
一般社団法人 日本電機工業会
技術戦略推進部 新エネルギー技術課

出力制御システムのサイバーセキュリティについて

10月1日より、一般送配電事業者各社の託送供給等約款別冊（系統連系技術要件）に次のサイバーセキュリティに関する項目が追加されることになりました。

- ①外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること
- ②発電設備の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること
- ③発電設備に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること

弊会において会員各社における対策状況を調査したところ、全社^{注1)}において項目①②について既に対策が講じられていることが確認されましたのでお知らせいたします。

なお、項目③につきましては発電事業者において対策する項目です。

対策の詳細についてはそれぞれのメーカーで異なります。弊会でお答えすることはできませんのでご了承ください。

注 1) 回答 18 社（出力制御ユニット専業メーカーを含む）

以上

（参考）一般送配電事業者の系統連系申請書のチェック欄記入例

- 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じている。
 発電設備の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じている。

発電設備に関するセキュリティ管理責任者は、発電者情報と同一。

弊会会員メーカーの機器を推奨する方法^{注2)}で設置する場合は対策されていますのでチェックマークを記入できます。

発電事業者がご判断ください。
この内容で問題なければチェックマークを記入できます。

注 2) ファイヤーウォール付きルーター等の設置、管理者パスワードの設定等